

令和7年度徳島県企業局ダム水源地サポート事業実施要領

1 事業の目的

徳島県企業局の主要事業である水力発電事業に係る県営発電所またはダム（以下、「県営発電所等」という。）が所在する町及びその水源地域において、県営電気事業又は施設のPRにつながり、かつ地域の活力や魅力づくり等を推進する活動及び環境保全に向けた活動を支援することにより、当該地域の振興に資するとともに、県営電気事業に対する一層の理解と協力を得ることを目的とする。

2 補助対象者

（１）県営発電所等が所在する町及びその水源地域を有する町

勝浦町、上勝町、那賀町、美波町

（２）上記の町で活動する

- ・法人（第3セクター、民間企業、特定非営利活動法人等）
- ・任意団体（ボランティア団体等）
- ・小・中学校等

※ただし、該当地域の町役場の協賛、後援等の支援が得られることを条件とする。

3 補助対象事業

対象事業はソフト事業に限ることとし、県営発電所等が所在する町及びその水源地域（美波町については赤松地区に限る）で実施される、次に掲げる事業とする。

I 型 （１）水源地域におけるイベント等の実施により、地域の活性化又は交流人口の拡大を図る事業

II 型 （１）ダム及び河川の保全に寄与する事業

（２）自然エネルギー及び環境保全学習を通して、次世代を担う人材育成を推進する環境教育事業

4 補助金額

補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額とする。

ただし、I 型については800千円を、II型については500千円を限度とし、

1,000円未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

5 補助金交付の決定

徳島県企業局ダム水源地サポート事業審査委員会による審査を経て、徳島県企業局長が適当と認めたときは補助金の交付を決定する。

なお、補助金額については、事業の新規性や継続事業におけるこれまでの事業効果等を勘案して決定するものとする。

- ◇ 審査方法 I 型・II 型 書類審査
- ◇ 審査委員会の開催時期 I 型・II 型 5 月下旬頃
- ◇ 補助金の交付決定の時期 I 型・II 型 5 月下旬頃

6 募集期間及び提出方法

(1) 募集期間

I 型・II 型 令和 7 年 4 月 1 5 日（火） から 同年 5 月 1 3 日（火） まで

(2) 提出方法

町役場経由で徳島県企業局へ提出

7 補助金の交付の条件

事業実施にあたっては、ポスター、ちらし等に「徳島県企業局ダム水源地サポート事業」の補助を受けている旨を明記するとともに、開催時等において「徳島県企業局ダム水源地サポート事業」の補助を受けている旨の紹介を行うこと。

8 補助対象経費

次の経費を含まないものとする。

- (1) 国又は県から補助又は委託を受けている事業に要する経費
- (2) 用地、建物の取得に要する経費
- (3) 設備、備品の購入 (I 型・II 型 書籍等の一品の価額が 1 0,0 0 0 円未満の備品を除く) に要する経費
- (4) 施設の維持管理に要する経費
- (5) 計画の策定に要する経費
- (6) 報償費（講師等の謝金を除く。）、旅費（講師等の費用弁償を除く。）、食糧費及び補助事業者の人件費
- (7) 使途の定まっていない活動に対する補助金等